

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る電気料金特別措置の申請

2022年12月7日
北陸電力株式会社

当社は、2022年12月2日に、政府が進める「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に参画する小売事業者として、採択されました。

これを受け、規制料金^{※1}の適用を受けるお客さまについて、電気料金の特別措置を適用することとし、本日（12月7日）、経済産業大臣に認可申請を行いましたのでお知らせいたします。

なお、低圧および高圧の自由料金メニューにご加入いただいているお客さまにつきましても、規制料金と同様に、電気料金の特別措置を適用いたします。

当社は、当該事業への参画を通じ、お客さまの電気料金のご負担軽減に協力してまいります。

【電気・ガス価格激変緩和対策事業の概要】

- ・2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策。
- ・低圧については2023年1月のご使用分から、高圧については2023年2月のご使用分から、毎月の請求に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や、価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減。

<低圧でお使いのお客さまの値引き単価（税込み）>

2023年1月検針日～9月検針日の 前日までのご使用分	2023年9月検針日～10月検針日の 前日までのご使用分
7.00円/kWh ^{※2}	3.50円/kWh

<高圧でお使いのお客さまの値引き単価（税込み）>

2023年2月1日～9月30日 までのご使用分	2023年10月1日～10月31日 までのご使用分
3.50円/kWh	1.80円/kWh

燃料費調整単価から国が定める上記の値引き単価を差し引くことで電気料金の値引きを行うとともに、値引き単価は電気料金のご請求書等でもお知らせしてまいります。なお、値引きにあたり、お客さまご自身でのお手続きは不要です。

本事業の詳細については、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

以上

- ※1 規制料金とは、一般家庭（オール電化住宅等を除く）および小規模な工場・商店等のお客さまの電気料金のことであり、特定小売供給約款で定めるものです。（低圧で受電されているお客さまのうち、従量電灯、定額電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力、農事用電力のお客さま）

- ※2 国のモデルケース（低圧一般家庭：使用電力量400kWh/月）で試算すると、2023年1月検針日～9月検針日の前日までのご使用分については、毎月2,800円の値引きとなります。